

宇部市公共下水道西部処理区運営事業 様式集及び記載要領 （令和 7 年 4 月 17 日（改訂版））新旧対照表

頁	章	節	細節	様式集及び記載要領（令和 6 年 12 月 20 日改訂版）	様式集及び記載要領（令和 7 年 4 月 17 日改訂版）	備考				
				宇部市公共下水道西部処理区運営事業 様式集及び記載要領 令和 6 年 10 月 25 日（初版） 令和 6 年 12 月 20 日（改訂版） 宇部市土木建設部	宇部市公共下水道西部処理区運営事業 様式集及び記載要領 令和 6 年 10 月 25 日（初版） 令和 6 年 12 月 20 日（改訂版） 令和 7 年 4 月 17 日（改訂版） 宇部市土木建設部					
41	様式 16-8			地域貢献について、以下の内容を含めて記載すること。 ①地元企業との連携や協力、地元資機材の活用、地域住民雇用による地域社会 活性化について考え方と実現に向けた取り組みについて明示すること。また、その取組により期待される効果を示すこと。 ②本事業全体の総事業費のうち地元企業への発注割合を下表に基づき示すこと。なお、総事業費は【別添様式 1-1a】中の費用合計額とする。また、必要に応じてその根拠資料を示すこと。 ※発注が地元業者同士で重層関係にあるものは、上位層の発注予定額を計上数値とし、下位層の発注金額を二重計上しないものとする。 <table><tr><td>地元企業への発注額／総事業費×100（％）</td><td></td></tr></table>	地元企業への発注額／総事業費×100（％）		地域貢献について、以下の内容を含めて記載すること。 ①地元企業との連携や協力、地元資機材の活用、地域住民雇用による地域社会 活性化について考え方と実現に向けた取り組みについて明示すること。また、その取組により期待される効果を示すこと。 ②本事業全体の総事業費のうち地元企業への発注割合を下表に基づき示すこと。なお、総事業費は【別添様式 1-1a】中の費用合計に 改築事業費の市負担分（10 分の 9 相当）を加えた額 とする。また、必要に応じてその根拠資料を示すこと。 ※発注が地元業者同士で重層関係にあるものは、上位層の発注予定額を計上数値とし、下位層の発注金額を二重計上しないものとする。 ※S P Cに地元企業が構成員として含まれる場合、地元企業への発注額にはその発注額も加え計上すること。 <table><tr><td>地元企業への発注額／総事業費×100（％）</td><td></td></tr></table> ※総事業費＝【別添様式 1-1a】中の費用合計＋改築事業費の市負担分（10 分の 9 相当）	地元企業への発注額／総事業費×100（％）		
地元企業への発注額／総事業費×100（％）										
地元企業への発注額／総事業費×100（％）										
43	様式 16-10			※別添様式 3 改築提案書に示す、年あたり上限額及び全体上限額を超えないこと。 ※下表に改築上限額に対する提案事業費を記載すること。	※別添様式 3 改築提案書に示す、年あたり上限額及び全体上限額を超えないこと。 ※再構築対象施設に配置されている機械電気設備については、既存建物にて改築した場合の費用を計上すること。 ※下表に改築上限額に対する提案事業費を記載すること。					
45	様式 16-12			包括的民間委託業務について、以下の内容を含めて記載すること。 ①基本方針に関して、以下の内容を踏まえて、具体的に明記すること。（西部 STP との一体的な維持管理方針、玉川ポンプ場との連携） ②管理体制について、明記すること。 ③管理システムについて、明記すること。 ④安全対策について、体制・取組・衛生管理・安全衛生協議会等を具体的に明記すること。 ⑤雨水ポンプ場に関する取組について、降雨時の判断基準、出勤時の指示に関する内容を具体的に明記すること。 ⑥緊急時の考え方等について、具体的に明記すること。 ⑦維持管理業務における提案があれば、具体的な内容を明記すること。	包括的民間委託業務について、以下の内容を含めて記載すること。 ①基本方針に関して、以下の内容を踏まえて、具体的に明記すること。（西部 STP との一体的な維持管理方針、玉川ポンプ場との連携） ②管理体制について、明記すること。 ③管理システムについて、明記すること。 ④安全対策について、体制・取組・衛生管理・安全衛生協議会等を具体的に明記すること。 ⑤雨水ポンプ場に関する取組について、降雨時の判断基準、出勤時の指示に関する内容を具体的に明記すること。 ⑥緊急時の考え方等について、具体的に明記すること。 ⑦維持管理業務における提案があれば、具体的な内容を明記すること。					

頁	章	節	細節	様式集及び記載要領（令和 6 年 12 月 20 日改訂版）	様式集及び記載要領（令和 7 年 4 月 17 日改訂版）	備考								
				⑧点検・検査、保守業務に関する提案に関して、具体的な内容を明記すること。	⑧点検・検査、保守業務に関する提案に関して、具体的な内容を明記すること。 ⑨実施契約書_別紙 3_(1)_ウ_③に係る補正率を明記すること。									
48	様式 16-15			その他提案について、以下の内容を含めて記載すること。 ① 利用料金の上昇抑制ひいては、使用料金上昇抑制につながる提案に関して記載すること。本項に関しては、改築等の各年度の上限額にとらわれない理想的な改築更新計画等に関して記載すること。なお提案価格に対しては評価対象としない ※全体事業費は基本的に下表の上限額の範囲内とすること。下表の上限額を超えて提案を行う場合は、利用料金の抑制が見込めること。なお、建替え、改築の土建機電の総額で上限¹内とすること。 ※下表合計の上限を超えて提案を行う場合は、利用料金の抑制額を明示し、トータルで経済的となることを明示すること。 <table><tr><td>項目</td><td>上限額（百万円 税込）</td></tr><tr><td>上限額</td><td>16,974</td></tr></table> ※土木・建築費用を含めた提案を行うこと、ただし土木・建築工事を事業に含めるものではない。 ※30 年間の提案を求めるが、提案内容が全て採用されるものではない。また提案内容により、市が必要と判断した提案を、部分的に採用する ※提案に対し、根拠として必要に応じ、別添様式 1-1a 及び別添様式 3 を参考に収支計画書、改築提案書を作成すること。その場合様式欄追加は任意とする。 ※提案内容の実施にあたり、事業実施のプロセス、実施にあたり制約となる条件があれば明示すること。 ② その他、利用料金の低減に向けた提案があれば、具体的な取組みや時期など含めて記載すること。 ¹ 再構築に係る土木機電設計の改築上限額 12,852 百万円（基準価格ベース）	項目	上限額（百万円 税込）	上限額	16,974	その他提案について、以下の内容を含めて記載すること。 ① 利用料金の上昇抑制ひいては、使用料金上昇抑制につながる提案に関して記載すること。本項に関しては、改築及び再構築（土建）の各年度上限額にとらわれない理想的な改築更新計画等に関して記載すること。なお提案価格に対しては評価対象としない。 ※全体事業費は基本的に下表の上限額の範囲内とすること。 ※下表の上限額を超えて提案を行う場合は、利用料金の抑制が見込めること。利用料金の抑制額を明示し、トータルで経済的となることを明示すること。 <table><tr><td>項目</td><td>上限額（百万円 税込）</td></tr><tr><td>上限額 (改築、再構築(土建)の合計額)</td><td>16,974^{※1}</td></tr></table> ※1 改築及び再構築（土建）それぞれに上限は設けてない。 ※土木・建築費用を含めた提案を行うこと、ただし土木・建築工事を事業に含めるものではない。 ※30 年間の提案を求めるが、提案内容が全て採用されるものではない。また提案内容により、市が必要と判断した提案を、部分的に採用する ※提案に対し、根拠として必要に応じ、別添様式 1-1a 及び別添様式 3 を参考にその他提案を追加した収支計画書、改築提案書を作成すること。その場合様式欄追加は任意とする。 ※再構築（土建）の提案金額については、その算定根拠を「添付資料」として提出すること。様式、枚数は任意とする。算定根拠は算定の過程が確認できる形で記載すること。 (例：床面積○m²、○階建、面積当たり単価○円、基礎形式、基礎数量、単位基礎数量辺り単価○円等) ※提案内容の実施にあたり、事業実施のプロセス、実施にあたり制約となる条件があれば明示すること。 ② その他、利用料金の低減に向けた提案があれば、具体的な取組みや時期など含めて記載すること。	項目	上限額（百万円 税込）	上限額 (改築、再構築(土建)の合計額)	16,974 ^{※1}	
項目	上限額（百万円 税込）													
上限額	16,974													
項目	上限額（百万円 税込）													
上限額 (改築、再構築(土建)の合計額)	16,974 ^{※1}													
49	様式 16-16			※各費用は、以下の別添様式中値と整合を図ること。 事業期間における利用料金 【別添様式 1-1】利用料金収入 事業期間におけるサービス対価 【別添様式 1-1】包括的民間委託におけるサービス対価	※各費用は、以下の別添様式中値と整合を図ること。 事業期間における利用料金 【別添様式 1-1a】利用料金収入 事業期間におけるサービス対価 【別添様式 1-1a】包括的民間委託におけるサービス対価									

頁	章	節	細節	様式集及び記載要領（令和 6 年 12 月 20 日改訂版）	様式集及び記載要領（令和 7 年 4 月 17 日改訂版）	備考													
				事業期間における改築費【別添様式 3】更新費用	事業期間における改築費【別添様式 3】更新費用														
51、53	別添様式 1-1a, 1-b			-	令和 7 年度（2025 年度）の欄追加														
51、53	別添様式 1-1a, 1-b				損益計算書：附帯事業収入の欄削除 キャッシュフロー計算書：減算：附帯事業に関する費用の支出、加算：附帯事業に関する費用（市負担）の収入の欄削除														
52、54	別添様式 1-1a, 1-b				注記追加 ※人件費について、費目が区分できる場合（例：運営費、維持管理費等）に費目毎の金額を記載すること。 ※宇部市が現在契約している汚泥処分先及び処分方法を継続して利用する場合は、脱水汚泥処分単価 15,500 円/t (税抜)（運搬は含まない）として計上すること。他の処分先を利用する場合は事業者積算による。 ※改築に関する費用の 10 分の 1 相当額については、事業期間終了時残存価値相当額を除いた部分を記載すること。 ※事業期間終了時残存価値相当額は、改築に関する費用の 10 分の 1 相当額から、当該金額を減価償却資産の取得価額とし、改築を行った運営権設定対象施設の法定耐用年数を耐用年数として減価償却したならば計算されることとなる本事業期間終了日における減価償却累計額を控除した金額 ※耐用年数の設定にあたっては、平成 3 年 4 月 23 日 国土交通省事務連絡別表、平成 15 年 6 月 19 日改正を参照すること。 ※表中任意事業については、事業実施にあたり制約となる条件が無いものを記載すること。 ※令和 7 年度は、開業準備費用等、事業開始前に金額が発生する場合に記載すること。														
57	別添様式 3			更新費用 機械設備 電気設備 土木構造物 建築物（建築附帯設備を含まない） 建築附帯設備 上限額（税込） 上限額（税抜）	項目修正、土木構造物と建築物（建築附帯設備を含まない）を削除 更新費用 機械設備 電気設備 建築附帯設備 上限額（税込） 上限額（税抜）														
58	別添様式 4				項目欄をユニット名→ユニット名・事業名に修正 附帯事業表に負担者区分を追加 表に利用料金縮減額を追加														
70	別添様式 6			表 6 放流水質に関する基準 <table><tr><td>項 目</td><td>単位</td><td>要求水準</td><td></td><td>目標水質</td><td>下水道事</td><td>法令、計画上の制約</td></tr></table>	項 目	単位	要求水準		目標水質	下水道事	法令、計画上の制約	表 6 放流水質に関する基準 <table><tr><td>項 目</td><td>単位</td><td>要求水準</td><td>目標水質</td><td>下水道事</td><td>法令、計画上の制約</td></tr></table>	項 目	単位	要求水準	目標水質	下水道事	法令、計画上の制約	
項 目	単位	要求水準		目標水質	下水道事	法令、計画上の制約													
項 目	単位	要求水準	目標水質	下水道事	法令、計画上の制約														

頁	章	節	細節	様式集及び記載要領（令和 6 年 12 月 20 日改訂版）								様式集及び記載要領（令和 7 年 4 月 17 日改訂版）								備考
									業計画値	基準値	根拠法令、計画						業計画値	基準値	根拠法令、計画	
				p H	-	5.8~8.6		5.8~8.6	-	5.8~8.6	下水道法施行令	p H	-	5.8~8.6	5.8~8.6	-	5.8~8.6	下水道法施行令		
				B O D	mg/L	15		10	15	15	下水道法施行令	B O D	mg/L	15	10	15	15	下水道法施行令		
				C O D	mg/L	-		15	-	(30) (15)	水質汚濁防止法 周防灘流総	C O D	mg/L	-	15	-	(30) (15)	水質汚濁防止法 周防灘流総		
				S S	mg/L	40		20	-	40	下水道法施行令	S S	mg/L	40	20	-	40	下水道法施行令		
				T -N	mg/L	- 14		12	- 14	-(25) (10)	水質汚濁防止法 周防灘流総	T -N	mg/L	- 14	12	- 14	- (10)	- 周防灘流総		
				T -P	mg/L	-		3	- -	-(4.0) (1.0)	水質汚濁防止法 周防灘流総	T -P	mg/L	-	3	- -	- (1.0)	- 周防灘流総		
				大腸菌数	CFU/ ml	800		800	-	800	下水道法施行令	大腸菌数	CFU/ ml	800	800	-	800	下水道法施行令		
72	別添様式 6			ア 大雨による異常流入への対応 大雨警報・洪水警報が発令される等の大雨の場合等は、ポンプの運転、水処理施設の運転管理等について適切に対応できるよう十分な体制を整え、運転管理を行い、その対応結果を市に報告すること。 また、別途 DBO 事業で実施されている玉川ポンプ場との運転調整については、市と協議・調整して運転管理を行い、その対応結果を市に報告すること。								ア 大雨による異常流入への対応 大雨警報・洪水警報が発令される等の大雨の場合等は、ポンプの運転、水処理施設の運転管理等について適切に対応できるよう十分な体制を整え、運転管理を行い、その対応結果を市に報告すること。 なお、分流汚水において、第 2 ポンプ施設で揚水できない異常流入が発生した場合、市の指示の下で運転管理するものとする。また、このことに起因するリスクは市が負うものとする。 また、別途 DBO 事業で実施されている玉川ポンプ場との運転調整については、市と協議・調整して運転管理を行い、その対応結果を市に報告すること。								
89	3.作成要領			〔共通事項〕 (8)提案書は様式通番のとおりとし、クリップ止め又はフラットファイルに綴じ、A4 サイズ縦長に折り込みの上、提出すること。								〔共通事項〕 (8)提案書は様式通番のとおりとし、 バインダー に綴じ、A4 サイズ縦長に折り込みの上、提出すること。								